

i 災害時に備えて園芸施設共済に加入しませんか

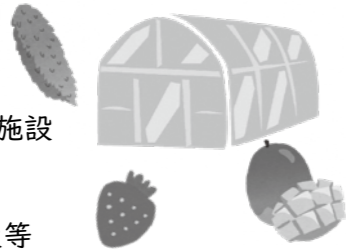
リスクに備え、
安心・安定の農業経営のため
園芸施設共済に加入しましょう。



「園芸施設共済」は、自然災害等で被害を受けた時、補償金を支給する国の制度です。予測できない被害に備え、園芸施設共済に加入しましょう

対象施設

パイプハウス、
鉄骨ハウス等の園芸施設



対象となる災害

風水害、地震、火災等

責任期間 毎月5日、15日、25日から1年間

お問合せ・加入申請先

沖縄県農業共済組合 宮古支所 ☎ 72-4724

i 令和4年度国民年金保険料の納付書を送付します

対象者 国民年金加入中の方
(R3年度全額免除・納付猶予承認済みの方を除く)

送付内容

- ①令和4年度分納付書(各月分)
※多段階免除承認済みの方は3ヶ月分
(令和4年4月～令和4年6月)
- ②前納納付書(1年分、6ヶ月分、多段階免除用)
- ③口座振替納付申出書・依頼書
- ④国民年金保険料納付のご案内

国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納付しましょう。

※前納希望の方は前納納付書の「使用期限」までに納付してください。

●納付が困難な方は免除制度をご利用ください。

問 平良国民年金事務所国民年金課
☎ 72-3650 ②→②
宮古島市役所市民課年金係
☎ 72-3751(代)



i 固定資産税に関するお知らせ

～固定資産の縦覧ができます～
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿

地方税法第416条の規定により、令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

縦覧期間

4月1日(金)～5月31日(火) 9時～17時
※土、日、祝祭日、12～13時を除く

縦覧場所 市役所1階 税務課

縦覧できる方

- ・宮古島市に土地、家屋を持つ納税者
または納税者本人から委任を受けた代理人
(同居の家族、相続人、納税管理人、共有者)

縦覧に必要な書類

- ・印鑑、本人確認できるもの(運転免許証等)
- ・代理人の場合は委任状、来庁する方の印鑑

**令和3年度分
固定資産税の価格に関する審査申出の特例**

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、審査申出をすることができます。

申出受付開始日 令和4年4月1日

申出期間

令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日まで

問 税務課 資産税係 ☎ 72-3751(代)
(内線 2446～2452)

i コロナ禍の影響で経済的に困りの方へ

コロナ禍の影響により失業の恐れのある方や収入が減少して生活にお困りの方は下記にご来所ください。生活保護制度を含めた各種施策について相談を受付けます。

問 福祉政策課 ☎ 73-1981
生活福祉課 ☎ 73-1962



給 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯および新型コロナウイルス感染症の影響で収入が住民税非課税相当となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象世帯

令和3年12月10日(基準日)において、

①または②に当てはまる世帯

①住民税非課税世帯

世帯全員が令和3年度の住民税非課税の世帯

②家計急変世帯

①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1ヶ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。

支給額 1世帯あたり10万円

支給時期 受付から3週間程度

○非課税相当の目安(給与所得者の例)

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養家族(計1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養家族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養家族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養家族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

⚠ ※家計急変世帯への給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合は、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

▼詳しくは宮古島市ホームページまたは下記までお問い合わせください。



問 福祉政策課 臨時給付金担当 ☎ 73-1981
(平日 8:30～12:00/13:00～17:15)

